

議案第 66 号

杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表に規定する
教育委員会規則で定める事務及び情報を定める規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和 7 年 6 月 25 日

提 出 者 杉 並 区 教 育 委 員 会
教 育 長 渋 谷 正 宏

(提案理由)

杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の改正に伴い、規定
を整備する必要がある。

杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表に規定する教育委員会規則で定める事務及び情報を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 7 年 6 月 日

杉並区教育委員会教育長 渋 谷 正 宏

杉並区教育委員会規則第 号

杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表に規定する教育委員会規則で定める情報を定める規則の一部を改正する規則

杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表に規定する教育委員会規則で定める情報を定める規則（平成 28 年杉並区教育委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条を削り、第 3 条を第 2 条とする。

第 4 条中「若しくは第 3 項の支援給付又は」を「及び第 3 項の支援給付、」に、「の支給を必要とする状態にある者若しくは」を「並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 106 号。以下「平成 25 年改正法」という。）附則第 2 条第 1 項の規定によりなお従前の例によるものとされた平成 25 年改正法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（以下「旧法」という。）第 14 条第 1 項の支援給付、平成 25 年改正法附則第 2 条第 2 項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第 14 条第 3 項の支援給付及び平成 25 年改正法附則第 2 条第 3 項の支援給付の支給を必要とする状態にある者又は」に改め、同条を第 3 条とする。

第 4 条の 2 を削る。

第 5 条中「外国人に対する生活保護法に準じて行う保護を必要とする状態にある者又は外国人に対する生活保護法に準じて行う保護を受けていた者」を「「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」（昭和 29 年 5 月 8 日付け社発第 382 号厚生省社会局長通知）に基づく外国人（日本の国籍を有しない者をいう。）であって生活に困窮する者に係る生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 6 条第 2 項の要保護者又は同条第 1 項の被保護者であった者に準ずる者」に改め、

同条を第4条とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表に規定する教育委員会規則で定める事務及び情報を定める規則の一部を改正する規則 新旧対照表

新	旧
(別表第3の事務及び情報)	(別表第2の事務)
第2条 略	第2条 条例別表第2の22の項に規定する教育委員会規則で定める事務は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成14年法律第162号）第15条第1項第7号の災害共済給付の給付金の支払の請求に係る事実についての審査に関する事務とする。
(別表第3の事務及び情報)	(別表第3の事務及び情報)
第3条 略	第3条 略
第3条 条例別表第3の2の項に規定する教育委員会規則で定める情報は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項及び第3項の支援給付、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項の支援給付並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号。以下「平成25年改正法」という。）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によるものとされた平成25年改正法による改正前の中中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（以下「旧法」という。）第14条第1項の支援給付、平成25年改正法附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第14条第3項の支援給付及び平成25年改正法附則第2条第3項の支援給付の支給を必要とする状態にある者又は支給を受けていた者に係る学校保健安全法第24条の援助の実施に関する情報とする。	第4条 条例別表第3の2の2の項に規定する教育委員会規則で定める情報は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法第15条第1項第7号の災害共済給付の給付金の支払の請求に係る事実についての審査に関する事務とする。
第4条 条例別表第3の3の項に規定する教育委員会規則で定める情報は、「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」（昭和29年5月8日付け社発第382号厚生省社会局長通知）に基づく外国人（日本の国籍を有し	第4条の2 条例別表第3の2の2の項に規定する教育委員会規則で定める事務は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法第15条第1項第7号の災害共済給付の給付金の支払の請求に係る事実についての審査に関する事務とする。
	第5条 条例別表第3の3の項に規定する教育委員会規則で定める情報は、外国人に対する生活保護法に準じて行う保護を必要とする状態にある者又は外国人に対する生活保護法に準じて行う保護を受けていた者

ない者をいう。）であって生活に困窮する者に係る生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項の要保護者又は同条第1項の被保護者であった者に準ずる者に係る学校保健安全法第24条の援助の実施に関する情報とする。

に係る学校保健安全法第24条の援助の実施に関する情報とする。